

8/28日

問合先 町選挙管理委員会(行政課内 ☎56・0605)

長久手町長選挙

期日前投票

長久手町長選挙の投票日は、8月28日(日)です。

投票は、午前7時から午後8時までに、住んでいる地域ごとに決められた投票所で行ってください。

投票日までに「選挙の案内状」が世帯ごとに届きます。この案内状がなくても投票できますが、投票の事務をスムーズにするため、該当の投票所まで案内状をお持ちください。

ただし、投票前に町外へ転出した場合は、投票できません。

投票日にやむを得ず投票所へ行けない人は、「期日前投票」ができます。

と き 8月24日(水)から8月27日(土)の毎日午前8時30分から午後8時まで

と ころ 役場西庁舎2階 第7会議室

その他 ・案内状がなくても投票できますが、案内状(裏面)にある「宣誓書」を事前に記入のうえ、投票所に持ってくるによりスムーズに投票ができます。
・印鑑は、必要ありません。

不在者投票

選挙期間中、仕事や旅行などで名簿登録地以外の市区町村に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会ですべての選挙権を行使することができますので、早めに町選挙管理委員会へ問い合わせてください。

選挙公報

選挙公報を8月24日(水)から8月26日(金)までの間に世帯ごとに配布します。



市制の要件4 「都市的施設」

問合先 市制施行準備室 (☎56・0600)



長久手町における都市的施設一覧

地方自治法第8条第1項第4号では「都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具備していること」と定められています。このうち、都市的施設について、愛知県の条例では「上下水道や病院などの保健衛生施設や、図書館、博物館、公園等の文化施設がそれぞれ相当数設けられていること」と定められています。

本町の場合、上水道・し尿・ごみ処理など、一部の事務について近隣市町と共同で行っていますが、図のとおりこれらも含めた施設はすべてそなわっています。

区分	要件	現況	施設数	備考
保健衛生施設	相当数設けられていること	上水道	1	中部水道企業団(3市2町)
		下水道	1	浄化センター
		病院・診療所	63	愛知医科大学病院など
		し尿処理施設	1	尾張旭市長久手町衛生組合(1市1町、香流苑)
		ごみ処理施設	2	尾張東部衛生組合(2市1町、晴丘センター・一般廃棄物最終処分場)
文化施設	相当の規模の施設が設けられていること	図書館	1	中央図書館
		博物館	6	トヨタ博物館、名都美術館など
		公会堂	1	文化の家
		公民館	1	長久手町公民館
		総合運動場	2	スポーツの杜、愛・地球博記念公園
		公園	58	杵ヶ池公園、古戦場公園など

※愛知県「都市的施設その他の都市としての要件に関する条例」に基づく施設